令和７年１２月８日
文　部　科　学　省
総合政策教育局生涯学習推進課

専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（案）　に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（案）」について、令和７年１０月１０日から令和７年１１月９日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計５件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

（別　紙）

分　野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
１．個別分野について	質保証と教育機会の観点から賛成。 ただし、従前入学者が従前の例によるということは、法令適用の整合性を保つ反面、過去の教育機会と実務経験の社会的承認に関する空白を温存する懸念がある。特に学校教育法の枠外で展開された情報処理技能養成施設等の修了者が、今回の改正の射程に含まれておらず、高等教育相当の学修成果が可視化、証明されない状態が続く。 情報処理分野はかつて多くの者がその養成施設等で学んだが、当時は修了しても学歴としては高校卒業相当にとどまっていたため、その能力の評価が充分になされていない。 よって、改善のために以下六つの提案を行う。 １．既修得能力の公式認定の明文化 ２．再学習のためのブリッジ・カリキュラムの制度化（既修得能力の認定において、不足する学修成果の補完が目的） ３．情報分野特有の成果評価の難しさに対応する第三者評価スキームの整備 ４．経過措置として施行後五年間の時限的救済ルートを附則に追記 ５．政策効果の測定枠組みを予め設定すること	情報処理技能養成施設や情報分野など、個別分野に関する対応については、所管外でありかつ今回の告示の内容に関することではないことから、回答は控えさせていただきます。

	６．所管横断の実施体制の明確化	
２．資格等について	介護系分野で進学・学士・資格取得への道を開いていただきたい。	学士については、専修学校では取得することはできませんが、修了することで介護福祉士等の様々な資格取得が可能な専修学校があります。
	専門学校に大卒と同等の資格を付与するのではなく、編入試験を受ける資格までにとどめてほしい。	昨年度の学校教育法改正を踏まえての改正となりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
３．認定基準について	認定基準として、専門分野の基礎知識習得度を重視したものとし、その基準を明記すべき。 地方専門学校の学費補助を義務化すべき。	指定の基準では、各分野の基礎知識修得などの項目はありませんが、指定された専修学校には外部の識見を有する者による評価を義務付けており、専門分野に関する教育内容に関しても評価をすることとなっています。 また、専門学校に通う学生の教育費負担の軽減につきましては、国の支援として、高等教育の修学支援新制度があり、従来、専門課程を支援対象としていますが、本基準案により認定を受けた専攻科も支援対象に加えることとしています。
４．入学後の確認について	入学後、他の学生と比して学習が困難か否かの確認をすべき。	学生の学力につきましては、当該専修学校にて適切に確認するものと考えております。